

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和3年7月臨時会
(7月13日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和3年7月臨時会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(7月13日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 議席の指定	5
日程第 2 副議長の選挙	5
副議長挨拶	6
日程第 3 会期の決定	6
日程第 4 会議録署名議員の指名	7
日程第 5 特別委員会の委員の選任	7
日程第 6 議案第 8号 財産の取得について	7
日程第 7 議案第 9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第 8 議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	12
閉 議	13
管理者挨拶	13
閉 会	14

令和3年7月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会臨時会会議録

第1日

令和3年7月13日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	金谷康弘	議員	2番	清水健一	議員
3番	田邊寛治	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	8番	中澤広行	議員
9番	山崎雄平	議員	10番	茂木弘伸	議員
11番	須田勝	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	事務局長	木村毅
消防長	石坂勝義	副消防長兼 警防課長	南安彦
消防署長	星野光一	会計管理者	中山久子
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 管理係長	柴崎憲一
清掃センター長	荒井一浩	環境クリーン センター所長	永井茂久
消防本部長 総務課長	角田泰紀	消防本部長 予防課長	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係長	石田徹
消防本部長 総務課庶務係長	原澤武志	事業課施設係長	山本豊彰

事務局職員出席者

書記長	平澤和弘	書記	入澤仁
書記	荻野隆寿	書記	加藤茉規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年7月13日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 副議長の選挙
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 特別委員会の委員の選任
 - 第 6 議案第 8号 財産の取得について
 - 第 7 議案第 9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(提出者説明、質疑、討論、表決)
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（望月昭治議員） おはようございます。これより令和3年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままの発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどお願いいたします。

開 議

午前10時

議長（望月昭治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（望月昭治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、このほど吉岡町議会議員の辞職及び榛東村議会議員の任期満了に伴い、組合議会議員の異動がありましたので、この際ご紹介いたします。それぞれ自席にてご起立をお願いいたします。

吉岡町議会議員、岩崎信幸議員、吉岡町議会選出、金谷康弘議員、榛東村議会議員、小山久利議員、榛東村議会選出、清水健一議員、榛東村議会選出、南千晴議員。以上であります。

この際、関係職員の自己紹介をいたさせます。

事務局長（木村 毅） 事務局長の木村毅と申します。よろしくをお願いいたします。

消防長（石坂勝義） 消防長の石坂勝義と申します。よろしくお願ひします。

副消防長兼警防課長（南 安彦） 副消防長兼警防課長の南安彦です。よろしくお願ひします。

消防署長（星野光一） 消防署長の星野光一と申します。よろしくお願ひします。

会計管理者（中山久子） 会計管理者の中山久子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長（熊迫奈緒美） 総務課長の熊迫奈緒美と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事業課長兼管理係長（柴崎憲一） 事業課長兼管理係長の柴崎憲一と申します。よろしくお願ひいたします。

清掃センター所長（荒井一浩） 清掃センター所長の荒井一浩と申します。よろしくお願いいたします。

環境クリーンセンター所長（永井茂久） 環境クリーンセンター所長の永井茂久と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課長（角田泰紀） 消防本部総務課長の角田泰紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

消防本部予防課長（狩野設衛） 消防本部予防課長の狩野設衛と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課施設整備室長（根井邦彦） 消防本部総務課施設整備室長の根井邦彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課企画財政係長（石田 徹） 総務課企画財政係長の石田徹と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課庶務係長（原澤武志） 消防本部総務課庶務係長の原澤武志と申します。よろしくお願いいたします。

事業課施設係長（山本豊彰） 事業課施設係長の山本豊彰と申します。よろしくお願いいたします。

書記長（平澤和弘） 書記長の平澤和弘と申します。よろしくお願いいたします。

書記（入澤 仁） 書記の入澤仁と申します。よろしくお願いいたします。

書記（荻野隆寿） 書記の荻野隆寿と申します。よろしくお願いいたします。

書記（加藤茉規） 書記の加藤茉規と申します。よろしくお願いいたします。

議長（望月昭治議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議席の指定

議長（望月昭治議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

1番、金谷康弘議員、2番、清水健一議員、3番、田邊寛治議員、4番、岩崎信幸議員、5番、安力川信之議員、6番、小山久利議員、7番、南千晴議員、8番、中澤広行議員、9番、山崎雄平議員、10番、茂木弘伸議員、11番、須田勝議員、12番、望月昭治議員、13番、角田喜和議員、14番、小池春雄議員、15番、石倉一夫議員。

以上のとおり指定いたします。

日程第2 副議長の選挙

議長（望月昭治議員） 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に岩崎信幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました岩崎信幸議員を副議長の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩崎信幸議員が副議長に当選されました。

副 議 長 挨 拶

議長(望月昭治議員) 当選されました岩崎信幸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

4番、岩崎信幸議員。

(副議長岩崎信幸議員登壇)

副議長(岩崎信幸議員) ただいま副議長に就任いたしました岩崎信幸でございます。望月議長の補佐をし、組合のために尽力を尽くす所存でございます。よろしくお願ひします。

簡単であります、挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 会期の決定

議長(望月昭治議員) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（望月昭治議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番、南千晴議員、11番、須田勝議員を指名いたします。

日程第5 特別委員会の委員の選任

議長（望月昭治議員） 日程第5、特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

このほど吉岡町議会から選出されていた議員が辞職したこと及び榛東村議会から選出されていた議員の任期満了により、エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員が3人欠員となりました。

よって、新たに3人の選任を行います。

お諮りいたします。エコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員の選任については、特別委員会条例第2条の規定により、1番、金谷康弘議員、2番、清水健一議員、6番、小山久利議員、以上の3人の議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3人の議員をエコ小野上処分場建設工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第6 議案第8号 財産の取得について

議長（望月昭治議員） 日程第6、議案第8号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石坂消防長。

（消防長石坂勝義登壇）

消防長（石坂勝義） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第8号 財産の取得について、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の1ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川広域消防署本署に配置され27年がたち、老朽化したはしご付消防ポンプ自動車を更新し、迅速な消防活動を図ろうとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。次の財産を取得したいから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の取得する財産は、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台であります。

2の契約方法については、指名競争入札であります。

3の取得金額については2億2,880万円で、消費税及び地方消費税が込みでございます。

4の契約の相手方は、東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長、山北忠司であります。

3ページをお願いいたします。議案第8号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。

物品名については、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は、令和3年6月14日、指名業者は6者、入札参加業者は4者でありました。

入札回数は1回であります。

落札業者は、契約の相手方と同一であります。

予定価格は2億2,899万1,950円、落札価格は2億2,880万円で、納入期限は令和4年2月17日であります。

入札参加業者4者と入札価格については、群馬日野自動車株式会社吉岡テクノセンター2億2,830万円、温井自動車工業株式会社2億980万円、株式会社佐藤工業所2億817万4,500円、株式会社モリタ東京支店2億800万円であります。なお、入札金額については消費税及び地方消費税は含まれておりません。予定価格の積算については、予算執行伺い時参考見積もりを3者から徴取し、最低見積金額から設定しております。予算執行伺い時の見積もり徴取業者3者も入札参加業者に含まれております。

5ページをお願いいたします。議案第8号参考資料2は、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の仕様概要であります。5ページは配備先、車両諸元、艀装諸元、6ページははしご装置、安全装置、7ページから9ページは附属品及び資機材、10ページは車両5面図でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。

13番、角田議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） ただいま上程されました議案第8号 財産の取得について、質疑をさせていただきます。

ただいま消防長より説明がありました。ページ数でいきますと、参考資料の1、3ページのところで質疑をさせていただきますが、指名業者数は6者、入札参加数4者、それについては消費税抜きの入札価格が示されました。この中で、見積もりについては3者を選びました。その見積もり業者3者の中に指名業者が含まれるという説明がありました。この辺について、見積もり徴取はいつごろしているのか。これは、令和3年度の当初予算35ページに消防自動車等購入費事業ということで、今回示されました予定価格とどんぴしゃりの数字が車両購入費で2億2,899万2,000円と載っております。この辺の経過について、まずお示しをいただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

議長（望月昭治議員） 石坂消防長。

（消防長石坂勝義登壇）

消防長（石坂勝義） ご質疑にお答えします。

入札前の日には把握していないで、今答えられないので申し訳ありませんが、予算を策定するときに予算見積もりを取りましたのは令和2年12月頃に各者から予算見積もりを徴取しております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ただいま答弁ございましたが、よく理解できませんでした。私が指摘したのは、当初予算の車両購入費の金額と今回の予定価格がぴったりなのです。同額なのです。四捨五入するのですけどね。こういうことがふだん普通のところではあり得ないと私は思うのです。それとこういうふうな形で載っているのと、参加業者の4者の中に見積もり業者が入っていたということでありました。これについて議長をお願いします。入札調書の提出を文書で、この際審議で必要ですので求めたいのですが、よろしく計らいをお願いいたします。

議長（望月昭治議員） ただいま13番から資料の提出ということでございますが、皆様方からの意見をお聞きます。

書類を出してもらうことに賛成いたしますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） では、そのようにさせていただきます。

休 憩

午前10時19分

議長（望月昭治議員） 暫時休憩いたします。

再 開

午前10時22分

議長（望月昭治議員） 再開いたします。

消防長。

（消防長石坂勝義登壇）

消防長（石坂勝義） 先ほどご指摘のありました入札調書が、皆さんのお手元に示させていただいたとおりでございます。また、消防車両は車両、資機材とも特殊なものが多く、はしご車はその中でもより特殊性が高いことから、消防車を取り扱える業者の中からまたさらに限られてまいります。

また、少数の取扱い業者のうち見積もり可能と回答があったのは3者のみで、その3者から見積もりを徴取しました。指名競争入札の指名業者、見積もり徴取業者3者を含む6者でしたが、見積もり徴取した見積金額を参考に予定価格を設定していることから、落札価格が高くなっていると考えております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今説明いただきましたが、やはり特殊車両で国内でも業者がそんなにいないことは私も重々承知をしております。これは、要はこういった指名した業者の中に見積もりを取った業者を含まれている、その中で最低価格を設定したということになりますと、その業者が相当有利なことになるとは当然考えられます。やはり入札の公平性、平等性ということを考えたときに、それについてここに出ておりますように、予定価格イコール予算書の金額とぴったりしているということがそれを物語っているのではないかと私は思います。普通の土木だとか、いろんな工事になりますと若干その辺の入札単価も変わりますが、これではいかがかなと思ったので、ご指摘をさせていただきました。もう3問目になりますので、俗に今回予定価格を出しました最低見積もった金額を提示したのはこの落札業者で間違いないでしょうか、ほかの業者だったでしょうか。会社名を申し上げませんが、その辺を確認をさせていただきます。やはり随意契約もそうですけれども、入札もそうですけれども、公正、公平の中でしっかりとされるべきことではないかと思っております。この指名を受けた業者においては、それなりの技術もしっかりしたものをお持ちの業者だと思っておりますので、その辺をしっかりとやっていただければと思います。その辺確認をして、私は質疑を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長石坂勝義登壇）

消防長（石坂勝義） ご質疑のありました最低見積金額を提示した業者が落札したかという関係ですが、最低見積金額を提示した業者とは違う業者が落札しております。また、先ほども答弁させていただきましたが、車両、資機材ともに特殊なものも多く、消防車両の購入事業につきましては当初予算の策定時に資機材を精査するとともに、取扱い業者へのヒアリングを実施し、市場価格や過去の納入実績等も踏まえ、参考見積りを3者から徴取し、設計額を決定しています。より精度の高い予算額の算出に努めていることから、予定価格と落札価格の差が少なく、落札率が高い数値になっていくと考えております。以上です。

議長（望月昭治議員） ほかにご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する 条例の一部を改正する条例

議長（望月昭治議員） 日程第7、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程をいただきました議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書11ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に準じた改正をしようとするものであります。今回の改正内容は、職員のサービスの宣誓における署名、押印及び対面を不要とするための一部改正でございます。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のとおり改めようとするものでございます。

11行目以降の改正内容につきましては、議案第9号参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案で、傍線の部分が改正箇所でございます。現行の第2条中、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名押印して」を改正案のとおり「を提出して」に改めるものでございます。

14ページをお願いいたします。消防職員以外の職員の宣誓書の様式でございますが、様式中押印欄を削除するものでございます。

15ページをお願いいたします。同様に消防職員の宣誓書の様式中、押印欄を削除するものでございます。

申し訳ございませんが、11ページにお戻りください。附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（望月昭治議員） 日程第8、議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書17ページをお願いいたします。初めに、提案理由についてご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。今回の改正内容は、消防職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当を定める規定において、政令の廃止に伴い、政令から引用している新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改めようとするものでございます。11行目以降の改正内容につきましては、議案第10号参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。19ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

でございます。右が現行、左が改正案で、傍線の部分が改正箇所であります。附則第2項について、現行の「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する」ものから改正案の「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」として記載のとおり改めるものであります。

17ページにお戻りください。附則ですが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

閉 議

午前10時36分

議長（望月昭治議員） 以上で今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨拶

議長（望月昭治議員） 管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 令和3年7月組合議会臨時会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、ご提案申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りました。ありがとうございます。

さて、吉岡町議会及び榛東村議会選出の組合議員さんにご異動があり、新副議長には吉岡町の岩崎信幸議員が就任されました。広域行政に対しまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

現在新型コロナウイルスのワクチン接種も進み、経済活動が緩やかではありますが、再開しております。

しかし、変異株への移行もあり、引き続き警戒に努めていかなければなりません。議員各位におかれましては健康にご留意いただき、広域行政の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶といたします。

閉 会

議長（望月昭治議員） これをもって令和3年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 望 月 昭 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 南 千 晴

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 須 田 勝